

いしかわ週休2日工事（農林水産部版）実施要領

1 主 旨

建設業の働き方改革を推進するため、建設現場において週休2日（4週8休相当）に取り組む、「いしかわ週休2日工事（農林水産部版）」（以下、「週休2日工事」という）を実施するにあたり必要な事項を定める。

2 対象工事

全ての工事を発注者指定型（月単位の現場閉所）で発注するものとし、特記仕様書において対象工事であることを明示すること。

3 用語の定義

（1）現場閉所

現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除き、現場事務所で事務作業も含め1日を通して、現場事務所が閉所するもの。

（2）交替制

交替制とは、現場閉所による休日確保が困難となる工事（災害復旧工事）について、技術者及び技能労働者が、交替しながら対象者の平均休日を確保するもの。

（3）週単位の週休2日

工期内の対象期間において、全ての週で週休2日の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代しながら週休2日の休日を確保するもの。

（4）月単位の週休2日

工期内の対象期間において、全ての月で週休2日（4週8休相当）の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら全ての月での週休2日（4週8休相当）の休日を確保するもの。

（5）通期の週休2日

工期内の対象期間において、週休2日（4週8休相当）の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日（4週8休相当）の休日を確保するもの。

4 週休2日の定義

4-1 週休2日工事（現場閉所）【対象：全ての工事】

ア）週単位

工期内の対象期間において、全ての週で原則土日に現場閉所されている場合をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議したうえで、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、作業の開始日を作業日とみなし、現場閉所を行っていれば現場閉所日とする。

イ) 月単位

工期内の対象期間において、全ての月で月単位の週休2日（4週8休相当）の現場閉所を確保することとする。

月単位の4週8休相当とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。ただし、歴上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

ウ) 通期

工期内の対象期間において、通期の週休2日（4週8休相当）の現場閉所を確保することとする。通期の4週8休相当とは、工事着手日から工事完了日の内、現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(1) 対象期間

工事着手日から工事完了日のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間のほか、下記の期間を除いたもの。

- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応
- ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全面中止期間等
- ・その他

(2) 工事着手日

工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日

(3) 工事完了日

工事施工範囲内ですべての作業が完了した日

(4) 現場閉所

- ・工事施工箇所において材料搬入、現場事務所での事務作業等を含め、一切の現地作業を行わない状態をいう。ただし、作業を伴わない現場巡視等は現場閉所とする（出来形計測等は不可）
- ・天候不順（雨天・降雪等）により休工した日は現場閉所とする。

4-2 週休2日工事（交替制）【対象：災害復旧工事】

ア) 週単位

工期内の対象期間において、全ての週で技術者及び技能労働者が交代しながら1週間に2日間以上の休日を確保することとする。

週単位の週休2日とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての週で平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日／7日）以上の水準の状態をいう。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、週2回の夜間で休みを取得していれば、週休2日とみなす。

なお、休日率の算出に当たり、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の者は対象外とする。

イ) 月単位

工期内の対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら月単位の週休2日（4週8休相当）の休日を確保することとする。

月単位の4週8休相当とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で休日率が28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。

なお、休日率の算出に当たり、技術者及び技能従事者の従事期間が1週間未満の者は対象外とする。

ウ) 通期

工期内の対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら通期の週休2日（4週8休相当）の休日を確保することとする。

通期の4週8休相当とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。

なお、休日率の算出に当たり、技術者及び技能従事者の従事期間が1週間未満の者は対象外とする。

（1）対象期間

工事着手日から工事完了日のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間のほか、下記の期間を除いたもの。

- ・工場製作のみの期間
- ・工事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応
- ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全面中止期間等
- ・その他

（2）工事着手日

工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日

（3）工事完了日

工事施工範囲内ですべての作業が完了した日

5 取組内容

5-1 工期設定

実工期（施工量／標準日当り施工量）に作業可能日数を考慮し、準備、後片付けの日数（下表）を合計した日数とする。（営繕工事は除く）

準備日数	後片付日数	工種区分
20	10	森林整備B
30	15	森林整備A
40		治山・地すべり工事、海岸工事、道路工事
50	20	河川工事、河川・道路構造物工事
60		舗装工事、道路維持工事
70		橋梁保全工事
80		P C 橋工事
90		トンネル工事
		鋼橋架設工事

※上記以外の農業農村整備事業における工種区分については、準備日数40日、後片付日数15日を標準とする。

5-2 週休2日工事（交替制）への変更協議

現場閉所による休日確保が困難となる工事（災害復旧工事）について受注者は、週休2日（交替制）への変更を希望する場合、現場着手前に、協議書（様式2）により週休2日工事（交替制）の実施について発注者と協議することとする。

5-3 工事看板

受注者は、工事現場に週休2日に取り組むことを記載した工事看板（別図1）を設置すること。

5-4 工程管理

（1）工事着手前

受注者は、工事着手前に週単位または月単位を選択した休日取得〔計画〕表（様式1（現場閉所）または様式3（交代制））を作成し、監督員に提出・共有することとする。

（2）工事中

受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は、休日取得〔計画〕表（様式1（現場閉所）または様式3（交代制））を修正し、監督員に提出・共有することとする。

（3）工事完了時

受注者は、工期最終日までに、休日取得〔実績〕表（様式1（現場閉所）または様式3（交代制））を作成し、監督員に提出することとする。

6 週休2日の確認方法

発注者は、5-4の休日取得〔実績〕表（様式1（現場閉所）または様式3（交代制））に基づき、以下の内容に留意し、週休2日の達成状況の確認を行うこととする。

- ・対象期間（工事着手日～工事完了日）
- ・週休2日（週単位、月単位、通期）の日数の確認
- ・上記日数の休日の達成状況

7 費 用

週休2日工事（現場閉所）、週休2日工事（交替制）

- ・週休2日の確保を前提に当初設計から、月単位の週休2日（現場閉所）を達成した場合の積算基準（補正等）により積算を実施する。
- ・工事完了時に、週休2日（週単位、月単位、通期）の達成状況を確認したうえで、休日確保の状況に応じて積算基準（補正等）により変更設計を実施する。

8 評 定

週単位、月単位または通期の週休2日の確保が確認できた場合、社会性等（第二次評定）における「建設現場における週休2日（4週8休相当）を達成」において、2.5点の加点を行う。

週単位及び月単位の週休2日の達成が確認できた場合は、上記の加点に加えて、施工状況（第二次評定）における「建設現場における月単位の週休2日（4週8休相当）を達成」において、1点の加点を行う。

明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られない場合や、週休2日の実施において虚偽報告を行った場合は、農林水産部工事成績評定要領の別記様式第1における考査項目「7.法令順守等」の「8.その他」の項目において、7.5点を減ずる措置を行うものとする。

9 その他

本要領に定めのない事項又は本要領に関して疑義が生じたときは、受発注者で協議の上、これを定めるものとする。

附則

この要領は、平成30年10月1日から適用する。

この要領は、令和2年6月1日から適用する。

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

この要領は、令和7年4月1日から適用する。

この要領は、令和7年11月1日から適用する。

■工事看板参考図（別図1）



ひゃくまんさん仕様工事看板

- ・工事看板に「この工事は、週休2日工事です」と記載する。